

高知県電子処方箋普及促進事業費補助金 【Q & A】

▷ 補助の対象等について

Q1 どのような施設が補助の対象となりますか？

A 令和7年9月30日までに電子処方箋管理サービスを導入し、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた、県内に開設している保険医療機関（病院、診療所（医科・歯科））と保険薬局が補助の対象となります。

また、電子処方箋の活用・普及促進や重複投薬の抑制による医薬品の適正使用等の推進のため、周知広報や県が実施する電子処方箋活用状況等に関する調査等にご協力いただく必要があります。

Q2 県の補助金の交付申請手続きは、どのように進めればよいですか？

A 令和7年9月30日までに電子処方箋管理サービスを導入後、システムベンダ等に費用を支払った後で、まずは、国（社会保険診療報酬支払基金）に電子処方箋管理サービスに関連する補助金を申請して交付決定を受けてください。

その後、必要書類を準備していただき、令和8年1月30日までに県に申請してください。（国への申請から交付決定まで約2ヶ月程度を要しますので、お早めに申請してください。）

Q3 国（社会保険診療報酬支払基金）と県の補助金を両方申請することはできますか？

A 電子処方箋管理サービスに関連する補助金については、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金の両方を受け取ることが可能です。

また、補助対象事業費から、国から受け取った補助金を控除する必要はありません。

なお、国と県の補助金の両方を受け取る場合、導入費用に対する補助金全体の割合は、最大で病院が1/2、診療所・薬局が3/4、大型チェーン薬局が1/2となります。

Q4 令和7年度以前に電子処方箋を導入していますが、県の補助金に申請できますか？

A 令和7年9月30日までに導入完了している施設が対象のため、既に導入している場合も県の補助金の対象となりますので、申請は可能です。

Q5 県の補助金の対象となる経費は、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と同じですか？

また、電子処方箋管理サービス導入後に生じる修理費用やランニングコストは、補助の対象になりませんか？

A 県の補助対象経費は、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金の対象経費と同じです。

また、導入後に発生する修理費用やランニングコストについても、国の補助金と同様に、補助対象外です。

ただし、国の補助対象のうち「院内処方機能導入」については県のみ補助対象外です。

Q6 国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関する補助金の概要や交付申請についてどこで確認できますか？

A 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等向け総合ポータルサイトの「電子処方箋管理サービス等関係補助金の申請について」のページをご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

▷ **電子処方箋管理サービスの導入について**

Q7 導入する場合、どこのシステム業者に依頼すればよいですか？

A 電子処方箋に対応しているシステム事業者等については、社会保険診療報酬支払基金の医療機関等向け総合ポータルサイトの「電子処方箋の導入・運用方法」のページにある電子処方箋導入対応業者一覧をご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010020

Q8 県の補助金は令和7年9月30日までに導入したものが対象とのことですが、導入にはどのくらいの期間がかかりますか？

A システム事業者等への連絡から導入（電子処方箋の運用開始）まで約2ヶ月～数ヶ月かかる場合があると言われておりますので、補助金を申請される場合は早めの対応をお願いします。

▷ **県への申請等の手続きについて**

Q9 県への申請方法と申請期限を教えてください。

A 高知県庁（薬務衛生課）ホームページの電子処方箋普及促進事業費補助金のページから、申請様式をダウンロードして作成いただき、添付書類を同封して、令和8年1月30日（消印有効）までに郵送で提出してください。

【送付先】

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県庁 薬務衛生課 「電子処方箋普及促進事業費補助金窓口」

Q10 県の補助金の申請にはどんな書類が必要ですか？

A 次の書類や資料の提出が必要です。

書類・資料	入手方法等
1 補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書 (別記第1号様式)	高知県(薬務衛生課)ホームページの電子処方箋普及促進事業費補助金のページからダウンロード
2 経費所要額調書 (別紙(第1号様式関係))	// (1のファイル内の別シートにあります。)
(1) 社会保険診療報酬支払基金が交付する補助金交付決定通知書の写し	社会保険診療報酬支払基金から送付されたもの
(2) 電子処方箋管理サービスの導入に関する領収書の写し	社会保険診療報酬支払基金の補助金の交付申請の際に提出したものと同一のもの
(3) 社会保険診療報酬支払基金に提出した「領収書内訳書」の写し	// ※紛失された場合は、医療機関向け総合ポータルサイトにログインすることにより、支払基金の補助金等に関する提出書類等がダウンロードできます。
(4) 電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネットへ入力したことが分かる資料	医療情報ネットの該当ページの画面印刷、情報更新手続きに係る資料の写し
(5) 電子処方箋に対応していることを施設内で掲示したことが分かる資料	施設の窓口等に掲示した周知広報資材(ポスターやデジタルサイネージ)の全景写真(周辺を含む)
(6) 県税事務所が発行する全税目の納税証明書、または県税完納情報の提供に係る同意書と本人確認書類の写し 〔 ◎を提出する場合は1つだけ ○を提出する場合は2つとも必要 〕	◎納税証明書 県内の県税事務所(手数料360円/部が必要) https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2014011000667/ ○県税完納情報の提供に係る同意書 高知県(薬務衛生課)ホームページの電子処方箋普及促進事業費補助金のページからダウンロード ○本人確認書類 申請者本人(法人の代表者(開設者))のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し ※マイナンバーカードは表面のみコピー(マイナンバーの表示がある裏面は提出不可)、健康保険証は保険者番号と被保険者等記号・番号が見えないようにマスキング処理を施すなどしてください。
(7) 通帳の写しなど振込口座が確認できるもの	通帳の見開きページのコピーなど振込先の情報が確認できるもの ※申請者(開設者)と口座名義が異なる場合は、委任状の提出をお願いする場合があります。

Q11 施設内に掲示する電子処方箋対応の周知広報ポスターはどこで入手できますか？

A 電子処方箋対応施設の周知広報ポスター等は、厚生労働省のホームページから入手できます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_soza.html

Q12 「電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネットへ入力することによる公表」が県の補助金の補助条件となっていますが、どのようにすればいいですか？

A 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度における「医療情報ネット（ナビイ）で、医療機関については「電子処方箋の発行の可否」が「可能」、薬局については「電子処方箋の受付の可否」が「可能」と掲載されるよう、G-M I Sで随時報告により対応してください。

Q13 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では、施設ごとだけでなく、事業者一括申請ができましたが、県の補助金も一括申請を行うことができますか？

A 県の補助金についても一括申請を行うことは可能です。

複数の施設を開設している方が複数施設を一括して申請する場合は、提出書類の「経費所要額調書（別紙（第1号様式関係）」を複数枚作成いただくか、行を追加・複写していただき、合計額を申請してください。

ただし、1つの申請につき1つの口座への振り込みとなるため、振込先を分けたい場合は、別々に申請してください。

Q14 大規模病院は病床数200床以上の病院とのことですが、病床数は許可病床数のことですか？

A 電子処方箋管理サービスに関連する補助金の場合は、病床数とは許可病床数を指します。

Q15 薬局について、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金では、「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）」と「薬局（大型チェーン薬局以外）」に区分がありましたが、県の補助金申請では区分はありませんか？

A 県の補助金では、薬局の区分はありません。（補助率と補助上限額は同じです。）

Q16 事業区分の①「初期導入」と②「新機能導入」、③「同時導入」の違いは何ですか？

A 事業区分の①は既存システムの改修や周辺機器の初期導入等（基本機能）に係る経費、②は既に基本機能を導入している施設が新機能を追加導入した場合の経費、③は基本機能と新機能を同時に導入する場合のシステム改修等に係る経費を補助するものとなります

Q17 電子処方箋の新機能とは、どのような機能ですか？

A 「電子処方箋管理サービス導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた以下の5つの新機能を指します。

- ① リフィル処方箋
- ② 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- ③ マイナンバーカード署名
- ④ 処方箋 ID 検索
- ⑤ 調剤結果 ID 検索（保険薬局の場合のみ）

Q18 申請書類の事業区分は何で確認できますか？

A 国（社会保険診療報酬支払基金）の交付決定通知書をご確認いただき、同じ区分で申請してください。なお、国の区分と高知県の区分は番号が異なるため、ご注意ください。

高知県の区分	国（社会保険診療報酬支払基金）の区分
第5条第1号の事業（初期導入）	No2. 電子処方箋管理サービスのみ導入（初期導入）
第5条第2号の事業（新機能導入）	No3. 新機能を追加で導入（新機能導入リフィル処方箋等）
第5条第3号の事業（同時導入）	No1. 同時に導入（同時導入）

Q19 初期導入と新機能の導入を別々に行った場合、県の補助金はそれぞれ対象になりますか？

A それぞれ対象になります。申請書類の経費所要額調書に事業区分ごとに記載してください。

Q20 法人所在地は高知県内にあり、他県において保険医療機関・保険薬局を開設していますが、他県では電子処方箋管理サービスに関連する補助金事業を実施していないため、高知県に補助金を申請することは可能ですか？

A この補助金は、高知県内に開設する保険医療機関等を対象としているため、開設者の住所や法人の所在地が県内であっても申請することはできません。

なお、開設者の住所や法人の所在地が県外の場合であっても、開設する保険医療機関等の所在地が高知県内の場合は申請が可能です。

Q21 県の補助金の交付を受けた後に、何か必要な手続きはありますか？

A 今後、県が実施する電子処方箋活用状況等に関する調査へご協力ください。

また、事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る仕入控除税額が確定したときは（仕入控除税額が0円の場合を含む）、速やかに県へ報告してください。

Q22 県の補助金について、予想以上に申請が殺到し、申請額が予算額の上限に達してしまった場合に、途中で補助金申請が終了するおそれがありますか？

A 県の補助金の予算上限に達したときは申請期限内であっても受付を終了する場合があります。

Q23 県の補助金について、令和8年度の実施の予定はありますか？

A 県の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源としており、令和7年度の単年度事業のため、令和8年度の実施予定はありません。

Q24 国（社会保険診療報酬支払基金）に補助金の申請を行いました。まだ交付決定通知書が届きません。交付決定通知書を添付しなくても申請できますか？

A 県の補助金の補助事業者の要件として、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設である必要があるため、申請を受け付けることができません。

国（社会保険診療報酬支払基金）の申請から交付決定通知まで約2ヶ月程度かかると言われていますので、令和7年9月30日までに導入されましたら、国（社会保険診療報酬支払基金）への申請をお早めにお願ひします。